

議案第2号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成31年2月27日提出

加西市長 西村 和 平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和 42 年加西市条例第 52 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 21 条中「58 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万 5 千円」を「28 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額基準を改正しようとするもの。

【概要】

○国民健康保険税の課税限度額

課税区分	改正前	改正後
基礎（医療）分	<u>58 万円</u>	<u>61 万円</u>
後期高齢者支援金分	19 万円	改正前と同じ
介護納付金分	16 万円	改正前と同じ
合 計	<u>93 万円</u>	<u>96 万円</u>

○国民健康保険税の軽減判定所得基準

軽減割合	改正前	改正後
5 割軽減	$33 \text{ 万円} + 27.5 \text{ 万円} \times$ (被保険者数) 以下	$33 \text{ 万円} + 28 \text{ 万円} \times$ (被保険者数) 以下
2 割軽減	$33 \text{ 万円} + 50 \text{ 万円} \times$ (被保険者数) 以下	$33 \text{ 万円} + 51 \text{ 万円} \times$ (被保険者数) 以下